

塗料店

- 延面積—240㎡
- 貯蔵量

(a) 合成樹脂エナメル塗料 <small>(引火点70℃~200℃未満の場合)第三石油類</small>	2,000ℓ	2,000ℓ
(b) 合成樹脂クリアー塗料 <small>(引火点21℃以上70℃未満の場合)第二石油類</small>	1,000ℓ	5,000ℓ
(c) ラッカーシンナー等 <small>(引火点21℃未満の場合)第一石油類</small>	200ℓ	2,000ℓ

貯蔵量	
㊦	㊧
第一種販売取扱所	第二種販売取扱所

危険物	
種類	指定数量
第三石油類	2,000ℓ (水溶性4,000ℓ)
第二石油類	1,000ℓ (水溶性2,000ℓ)
第一石油類	200ℓ (水溶性400ℓ)

第一種販売取扱所：指定数量の15倍以下の危険物を容器入りのままで販売する施設
 第二種販売取扱所：指定数量の15倍を超え40倍以下の危険物を容器入りのままで販売する施設



商品のほとんどが危険物!!

塗料店では商品のほとんどが危険物になります。従って、消火器も大変重要になりますので、ここでは一例としてとりあげてみました。実際の設置にあたっては、所轄の消防署の指導を受けるか又はベテラン消防設備士の常駐しているハツタ販売店へご相談ください。

危険物規則30条規定 所要単位の計算

- ① 取扱所等の外壁が耐火構造の場合建築物の床面積100㎡で1所要単位
- ② 取扱所等の外壁が耐火構造でない場合は建築物の床面積50㎡で1所要単位
- ③ 危険物は指定数量の10倍をもって1所要単位とする
- ④ 設置基準第一種、第二種販売取扱所は有効に消火することの出来る位置、その他の製造所等にあつては防護対象物の各部分から1の消火設備に至る歩行距離が20m以下となる様、設けなければならない。

計算例

第一種販売取扱所

1. 延面積240㎡→外壁非耐火構造 (建築物に対して)
所要単位数値は

$$240\text{㎡} \div 50\text{㎡} = 4.8 = 5 \text{ (端数はすべて切り上げます)}$$

A-5の消火能力が必要となり計算上では〈ABC〉粉末20型(A-5、B-12、C)1本で足り、②により有効に消火することの出来る処に設置で良いのですが消防は③の後段の規定、歩行距離20m以下毎に設置ですので〈ABC〉粉末10型(A-3、B-7、C)2本を設置します。

2. さらに危険物に対する設置本数として③により

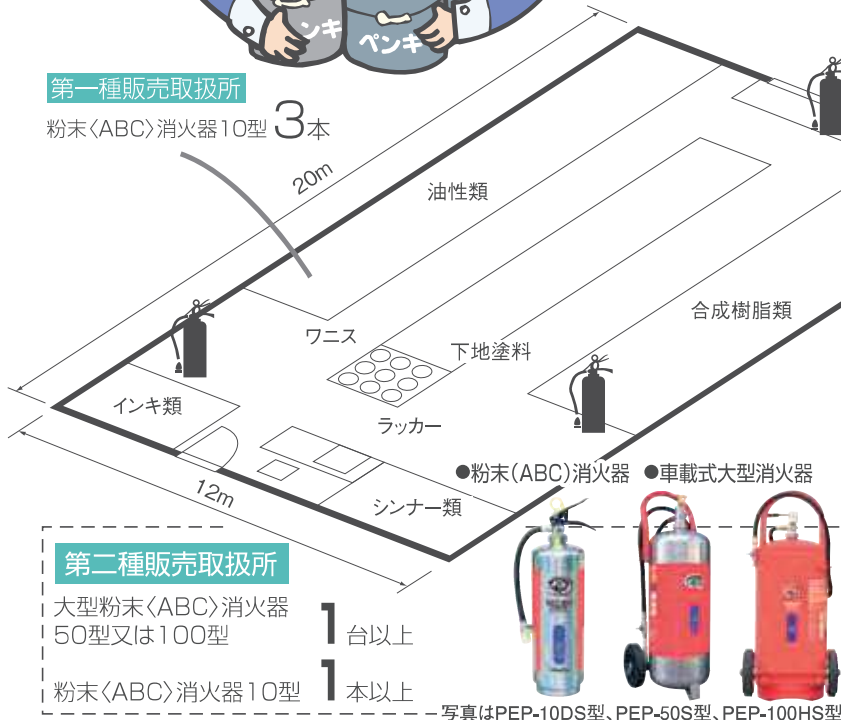
$$(a) 2,000\text{ℓ} \div (2,000\text{ℓ} \times 10) = 0.1$$

$$(b) 1,000\text{ℓ} \div (1,000\text{ℓ} \times 10) = 0.1$$

$$(c) 200\text{ℓ} \div (200\text{ℓ} \times 10) = 0.1$$

合計所要単位は0.3単位≒1(端数切り上げ)

よって〈ABC〉粉末10型を1本設置



写真はPEP-10DS型、PEP-50S型、PEP-100HS型

合計必要消火器

第一種販売取扱所

- 建築物(店舗部分) 粉末〈ABC〉消火器10型 2本以上
- 危険物 粉末〈ABC〉消火器10型 1本以上

第二種販売取扱所

- 建築物(店舗部分) を含むように
- 危険物 (歩行距離30m以下) 大型粉末〈ABC〉消火器50型又は100型1台以上
- 危険物 粉末〈ABC〉消火器1台以上

第二種販売取扱所

- 大型粉末〈ABC〉消火器 50型又は100型 1台以上
- 粉末〈ABC〉消火器10型 1本以上

第二種販売取扱所の場合は粉末〈ABC〉の大型車付50型以上の能力がある消火器1台以上と同じ10型1本以上を設置しなければなりません。